明株主の株式の競売及び売却に関する特例の適用のための手続をしないこと。

ロ　裁判所に第十五条の二第一号に掲げる特例対象株式の競売又は売却に係る事件の申立てがされた場合において、当該申立てが取り下げられ、又は却下されたこと。

五　［略］

六　当該認定中小企業者から第十八項の申請があったこと。

2～20　［略］

第十条～第十五条　［略］

（法第十五条第二項の経済産業省令で定める事項）

第十五条の二　法第十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十七条第一項の株式（以下この条において「特例対象株式」という。）の競売又は売却をする旨

二　特例対象株式の株主として株主名簿に記載又は記録がされた者の氏名又は名称及び住所

三　特例対象株式の数（種類株式発行会社にあっては、特例対象株式の種類及び種類ごとの数）

四　特例対象株式につき株券が発行されているときは、当該株券の番号

（法第十六条第一項の経済産業省令で定める要件）

第十六条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

第十七条～第二十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　［略］

五　当該認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

2～20　［略］

第十条～第十五条　［略］

［新設］

（法第十五条の経済産業省令で定める要件）

第十六条　法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

第十七条～第二十一条　［略］

様式第六の二、第九及び第十を次のように改める。

様式第６の２

認定申請書

（施行規則第６条第15項（同条第23項の要件に該当する場合を含む。）、同条第25項又は同条第26項の事由に該当する場合）

年　月　日

都道府県知事　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項の認定（同法施行規則第６条第15項（同条第23項の要件に該当する場合を含む。）、同条第25項又は同条第26項の事由に該当する場合に限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者に係る以下の事項

(1)　主たる事業内容（事業を営んでいない場合には、その旨）

(2)　資本金の額又は出資の総額

(3)　常時使用する従業員の数

(4)　財務状況（法第12条第１項第１号ハの認定を受ける場合に限る。）

２　申請者が経営を承継しようとする中小企業に係る以下の事項

(1)　名称並びに代表者の肩書及び氏名（個人の場合には、氏名）

(2)　本店所在地（個人の場合には、主たる事務所の所在地）

(3)　主たる事業内容

(4)　資本金の額又は出資の総額

(5)　常時使用する従業員の数